

14 警察・司法及び消防

1 刑法犯罪並びに特別法犯の認知・検挙件数及び検挙人員(年間)

		認 知 (単位:件)							特別法犯
年次	刑法犯								
	総 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	その他の 刑 法 犯		
平成 23	314	1	16	222	21	2	52	17	
24	293	4	17	222	8	4	38	—	
25	357	—	26	248	18	4	61	—	
26	285	2	15	199	10	1	58	—	
27	265	3	27	176	12	2	45	—	

		検 挙 件 数 (単位:件)							特別法犯
年次	刑法犯								
	総 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	その他の 刑 法 犯		
平成 23	90	—	19	53	8	1	9	17	
24	128	4	19	69	16	3	17	41	
25	101	—	18	58	16	2	7	37	
26	224	1	17	186	9	1	10	30	
27	136	—	20	94	7	1	14	25	

		検 挙 人 員 (単位:人)							特別法犯
年次	刑法犯								
	総 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	その他の 刑 法 犯		
平成 23	81	—	19	44	9	1	8	35	
24	125	4	22	68	19	3	9	38	
25	76	—	21	41	7	1	6	34	
26	88	1	20	44	8	1	14	33	
27	84	—	20	47	5	1	11	22	

注) 1. 上郡町を含む。

2. 交通事故に係る業務上過失致死傷を除く。

3. 「凶悪犯」とは、殺人、強盗、放火、強姦

4. 「粗暴犯」とは、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝

5. 「窃盗犯」とは、侵入盗、乗り物盗、非侵入盗

6. 「知能犯」とは、詐欺、横領、偽造、汚職、背任、あっせん利得処罰法

7. 「風俗犯」とは、賭博、わいせつ

8. 「認知」とは、犯罪について被害の届出若しくは告訴、告発を受理し、またはその他の端緒によりその発生を確認することをいい、認知件数は、対象期間中に警察が初めて認知した発生事件の件数をいう。(発生地主義)

9. 「検挙」とは、犯罪について被疑者を特定し送致・送付または懲罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。「検挙件数」及び「検挙人員」は、事件発生地のかんにかかわらず実際に検挙した警察署を基準に計上されている。(検挙地主義)

2 少年刑法犯(犯罪少年・触法少年)(年間)

(単位:人)

種 別	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年	
	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年
総 数	19	2	46	3	15	2	21	—	17	3
凶 悪 犯	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
粗 暴 犯	2	—	5	—	5	—	5	—	1	—
窃 盗	6	2	20	1	9	—	7	—	10	3
そ の 他	11	—	21	2	1	2	9	—	6	—

注)・触法少年とは、14歳未満の少年が刑罰法令に触れる行為をすること。

・上郡町を含む。

相生警察署調

3 少年ぐ犯・不良行為補導状況(年間)

(単位:人)

種 別	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
総 数	317	161	266	144	107
飲 酒	—	—	5	—	4
喫 煙	120	79	88	70	67
深夜はいかい	193	81	167	65	34
家 出	—	—	1	—	—
暴 走 行 為	—	—	2	—	—
そ の 他	4	1	3	9	2

注)上郡町を含む。

相生警察署調

4 交通事故件数及び死傷者数(年間)

年次	交通事故件数(件)			死傷者数(人)		
	総数	人身事故	物損事故	総数	死者	負傷者
平成 23	1,563	316	1,247	376	4	372
24	1,545	279	1,266	351	5	346
25	1,519	280	1,239	346	4	342
26	1,400	247	1,153	307	3	304
27	1,437	246	1,191	311	1	310

注)上郡町を含む。

相生警察署調

5 不動産及びその他の登記件数(年間)

(単位:件)

年次	土地・建物		船舶		財団数	商号、未成年者、後見人および支配人の登記件数	各種法人件数(会社を含む)
	件数	個数	件数	個数			
平成 23	33,820	77,588	—	—	5	※ 84	※ 51,627
24	36,265	79,516	8	8	—	※ 113	※ 50,899
25	39,467	82,504	1	1	3	※ 115	※ 50,473
26	33,028	76,377	—	—	1	※ 78	※ 50,512
27	23,305	67,274	—	—	14	※ 76	※ 79,958

注)・上郡町のほか赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町を含む。

・※印は、平成23年6月21日より神戸地方法務局法人登記部門で事務取扱いになったため県全体の数値である。

・平成23年6月20日までの、商号、未成年者、後見人および支配人の登記件数は 0件

各種法人件数(会社を含む)は 986件である。

神戸地方法務局調

6 消防署の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:人、台)

年 度	職員数 (消防吏員)	自 動 車									小型動力ポンプ
		総 数	消 防 ポ ン プ 付 含 む 自 動 車	は し ご 車	救 助 工 作 車	高 規 格 救 急 車	う ち 非 常 用	指 揮 車	広 査 報 察 車 車	そ の 他 車 両	
平成 23	38	10	2	1	1	3	1	1	2	—	4
24	39	10	2	1	1	3	1	1	2	—	3
25	40	11	2	1	1	3	1	1	2	1	3
26	40	11	2	1	1	3	1	1	2	1	3
27	40	11	2	1	1	3	1	1	2	1	3

相生消防署調

7 消防団の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:団、人、台)

年 度	分 団 数	非 常 備 員	自 動 車			
			総 数	小 型 動 力 ポンプ積載車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	団 防 災 活 動 車
平成 23	15	520	17	8	8	1
24	15	518	17	7	9	1
25	15	518	17	6	10	1
26	15	519	17	6	10	1
27	15	519	17	5	11	1

注)・団広報車は平成25年度から「団防災活動車」に変更

・平成24年度までは相生消防署調、平成25年度から総務課調による。

市、総務課調

8 消防水利の状況(平成27年度末現在)

(単位:個所)

総 数	消 火 栓		防 火 水 そ う		指 定 水 利	
	公 設	私 設	公 設	私 設	公 設	私 設
825	731	2	87	2	3	—

市、総務課調

9 火災状況（年間）

区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
火災発生件数	総 数	8	16	9	9	16
	建 物	5	8	4	4	8
	林 野	—	1	1	1	1
	車 両	2	4	—	1	3
	船 舶	—	—	—	1	—
	そ の 他	1	3	4	2	4
焼損棟数	総 数	11	10	7	7	13
	全 焼	4	3	2	3	3
	半 焼	2	—	—	—	1
	部 分 焼	1	3	3	1	5
	ぼ や	4	4	2	3	4
焼損面積	建物（㎡）	562	336	75	186	320
	林野（a）	1	3	900	6	0
死傷者	死 者	—	3	—	—	—
	傷 者	4	—	1	1	3
損害額(千円)	総 数	52,625	29,664	21,594	47,735	36,346
	建 物	49,124	27,122	3,835	4,454	35,030
	林 野	—	2	17,556	4	—
	車 両	3,501	2,540	—	2,057	1,316
	船 舶	—	—	—	41,220	—
	そ の 他	—	—	203	—	—

相生消防署調

10 原因別火災の発生件数(年間)

(単位:件)

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総 数	8	16	9	9	16
た ば こ	1	—	—	—	—
焼 却 火	1	3	4	3	2
火 遊 び	—	—	—	—	—
コ ン ロ	—	—	1	1	2
ス ト ー プ	—	1	1	—	1
そ の 他	3	6	2	3	8
放火(疑いを含む)	—	2	—	—	—
不 明	3	4	1	2	3

相生消防署調

11 救急車出動状況(年間)

(単位:件)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	1,147	1,206	1,218	1,234	1,259
火災	4	1	1	—	1
自然災害	—	—	—	1	—
水難	—	3	3	2	—
交通事故	149	171	142	157	158
労働災害	9	7	14	16	12
運動競技	4	4	8	6	17
一般負傷	149	164	176	194	164
加害事故	7	4	6	8	6
自損行為	11	13	22	13	10
急病	730	753	760	748	793
その他	84	86	86	89	98

注)「その他」とは、転院搬送、不搬送事案等をいう。

相生消防署調